

大理国史研究の視角

— 中原史料の分析から —

林 謙一郎

はじめに

司馬遷が『史記』西南夷列伝においてはじめてその住民について系統的記述をおこなって以来、雲南地方は二千年以上におよぶ歴史をもつ。その間雲南地方、ことに心臓部をなす北緯二十五度前後に分布する盆地群の住民は、たえず中国中原王朝の政治的、軍事的介入とその文化的影響を受けながら独自の民族文化を発展させてきた。その中にあって、八世紀中葉に蒙氏が唐王朝の従属下から離脱してから、十三世紀中葉に後理国がモンゴル軍に降るまでのいわゆる南詔・大理国時代は、雲南地方に独自の政治統合が存続した輝かしい時代である。

約五百年間におよぶ南詔・大理国時代のうち、蒙氏の政権である南詔国は、十世紀初頭に中国唐王朝の滅亡にさきだって國を重臣に奪われる。三十余年の混乱の後に大理国を建国した段氏は、途中高氏にいったん政権を奪われながらも、十三世紀まで王位（帝位）を継承し続けた（段氏はさらにモンゴル支配下でも大理地区の統治権を認められ、1380年代に明軍が雲南地方を制圧するまで命脈を保つ）。つまり単純に時間的な長さで比較すれば、段氏の時代は蒙氏南詔国の約二倍以上におよぶ。

従来の概説では、大理国前半期は基本的に南詔国時代の体制を継承し、後半期にいたって段氏の権威の失墜、高氏の専権があり、統治体制上は軍事支配から民政への移管が見られたという。それでは大理国の三百年とは、南詔国の余光をうけた前半期と、衰退の一途をたどる後半期の合わせたものにすぎないのだろうか。もしそうではないとすれば、当時の西南中国をめぐる歴史的状況の中で、大理国はいったいどのような意義を持つのであろうか。本稿の第一章では南詔国と大理国との連続性・不連続性に注目し、政権交代が行われる中で支配民族が交代したという評価は妥当なのか、また両時期において西南中国を取り巻く関係がどのように異なるのかを述べる。

また、現在までの研究状況を見渡してみると、南詔国については、数は多くないながらも民族系統や政権の体制、対外関係などさまざまな方向から光があてられてきたのに対し、大理国についての分析はきわめて少ない。その最大の原因は、言うまでもなく史料の欠乏である。大理国に関する史料は、絶対量も南詔国時代に遠く及ばないし、『南詔德化碑』『蛮書』のような、国内事情を伝える同時代史料も残っておらず、おもに中原王朝との通交に関する断片的な史料があるにとどまる。この欠を補うものとして『南詔野史』をはじめとする雲南側史書があり、これまでも

利用されてきた¹。しかし、これらのほとんどは明代以降に編集されたものであり、何らかの原本の存在を想定するとしても、二次的なものであるにはちがいない。その記載内容自体も、中原側の史料とは大きく趣が異なるから、両者を単純につなぎ合わせただけでは正確な歴史像を描くことはできない。

本稿の第二章・第三章ではこのような状況をふまえて、まず南詔国末期から大理国に至る各政権に関する中原側の史料について整理をおこなう。史料が乏しい、断片的と言われるが、いったいどの程度のものが残っているのか、またそれを集積した時にいったい何がどこまで明らかにできるのか。これらのことことが把握できてはじめて、『南詔野史』類との比較検討を行う有効な視座が得られると考えるからである。史料の性格から言って、扱う内容は南詔・大理国と中原王朝との関係に集中するが、後世（明代以降）の人間の史観・民族観の混入しない史料でどこまで両者の関係を描き出せるかを試みたい。

1 南詔国から大理国へ 一連続と不連続

1.1 支配者・支配集団の構成

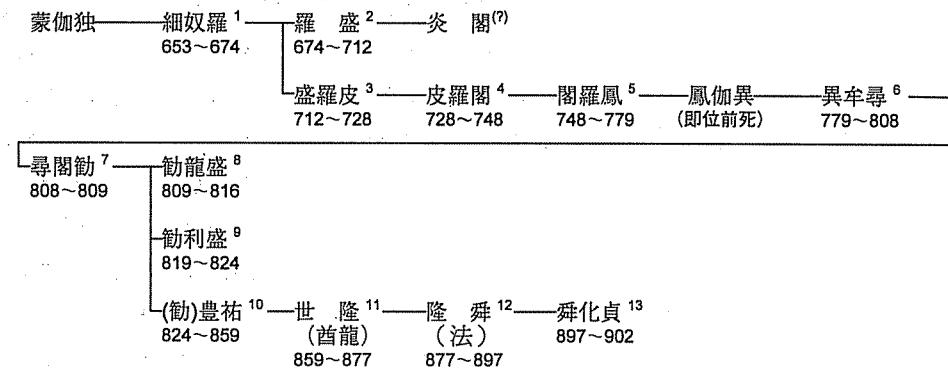
南詔・大理国に関する概説的な記述の中で、両者を区別する点としてしばしば強調されるのが、それぞれの政権の「民族系統」である。すなわち、南詔国はチベット・ビルマ系の烏蛮（イ族・ロロ族と書かれることもある）が、白蛮（一部の高校世界史教科書等ではいまだに「タイ族」と書かれる）を含む土着民族を征服して立てたのが南詔国であり、これに対し、南詔国崩壊の後、白蛮が立てたのが大理国である、というのである。中間に漢人系の鄭氏政権が入るので間接的ではあるが、ここには烏蛮による軍事的征服と、白蛮による主権回復というニュアンスを感じられる。だが果たしてこのようなとらえ方はどこまで妥当性を持つものなのだろうか。ここではこのような「民族系統」問題を手がかりに、南詔国から大理国へと続く政権の継承、ないし断絶について考えてみたい。次ページに各政権の世系を示す。なお大理国は1094年に高氏に篡奪されて中絶し、二年後に政権を回復して以降は後理国と呼ばれるが、本稿では後理国時期をも含めて大理国と総称する。

南詔・大理国、ないし烏蛮・白蛮（これらは唐代の雲南に言及する史料に頻出する民族名称である）の民族系統については、古くは19世紀末の欧米人による南詔タイ族説があり、1950年代には日本と中国の学会においてそれぞれ論争があった。いまその議論の内容に深く立ち入ることはしないが、日本での論争が烏蛮・白蛮の民族系統問題に集中したのに対し²、中国学会においては、今日の大理白族の民族系統・族源を問う中で、南詔タイ族説への反発を明確に打ち出す方

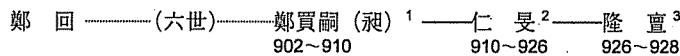
¹ 木芹『南詔野史会証』雲南人民出版社、1990年・尤中『僰古通紀浅述校注』雲南人民出版社、1988年など。

² 日本における論争は白鳥芳郎氏と牧野巽氏の間で展開された。白鳥芳郎『華南文化史研究』六興出版、1985年。『牧野巽著作集』2、お茶の水書房、1985年。

南詔国（蒙氏）世系



大長和国（鄭氏）世系



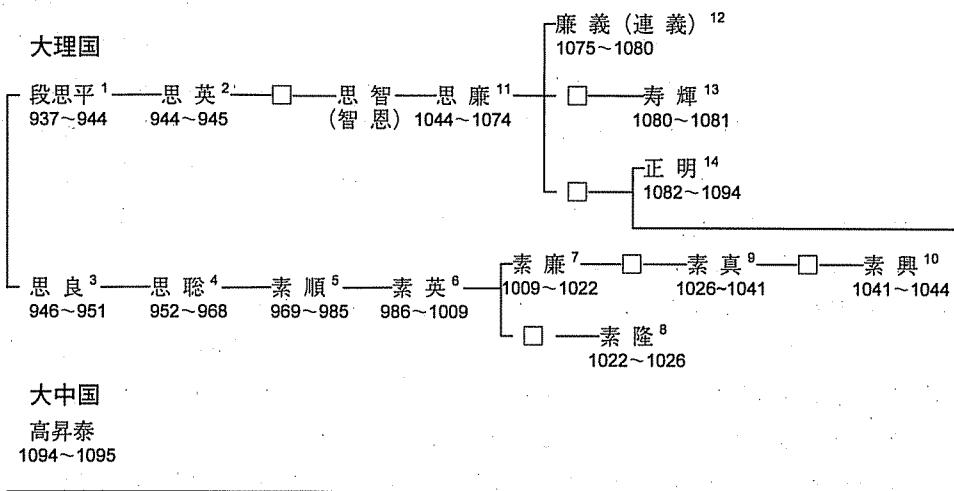
大天興国

趙善政
928

大義寧国

楊干貞
929~937

大理国・後理国（段氏）世系



向で議論が進められた³。

のち1980年代には代表的な論者が自説の再整理を行っており、各説が併存する状況ではあるものの、その特徴を大まかにまとめると：①白蛮タイ族説／白族タイ系説は完全に否定されており、今日の白族はチベット・ビルマ語系彝語支に属するとされる。②（唐代の）烏蛮・白蛮を特定の民族（もちろんここで言う「民族」は漢籍史料中にみえる「〇〇蛮」というような分類のことである）の名称とみなす場合、烏蛮=今日の彝族の祖先、白蛮=白族の祖先、という点は一致する。また烏蛮の源流を漢代の昆明蛮、白族の源流を僰人に求める点も一致するが、僰人については雲南土着民族説⁴と四川東南（漢代の僰道・今の宜賓地区）からの移住説⁵があり、移住説にも移住の経路と時期について異なる見方がある。③また烏蛮・白蛮を特定の民族の名称と見なさず、宋代以降の異民族関連史料で多用される「生蛮」「熟蛮」と同じような類別的呼称であるとする見方もある。この場合、異なる地域における烏蛮・白蛮はその指示内容に相違があるとする⁶。

このような議論、とくに烏蛮・白蛮を民族名称とする見方と、上述のような南詔国・大理国に関する図式を単純に結合すると、南詔国=彝族の古代政権、大理国=白族政権、となるから、自民族の歴史の宣揚を積極的におこなう現代雲南の少数民族にとって、これは非常に大きな問題であることがわかるだろう。

しかし実は「烏蛮の蒙氏が白蛮を征服して南詔国を建てた」というとらえ方そのものが歴史事実を正確に反映していると言えないことは、これまでの研究でも明らかになっているのである。

『蛮書』に「六詔並烏蛮」とされる六詔（「烏蛮による六つの政権」）のうち、蒙舍詔を建てたのが蒙氏であり、他の五詔と同じく父子連名制を用いているから、蒙氏が烏蛮に属することには疑問の余地がないように思われる。しかし、蒙氏自身が言うところによると、彼らは「永昌沙壺之源」すなわち『後漢書』西南夷伝にいう哀牢夷の子孫であるという⁷。この点、南詔国成立期に吐蕃と結んで蒙氏に抵抗を続けた三浪詔や、今日の納西族の祖先と言われる磨些蛮の建てた磨些詔とは、同じ烏蛮でも系統が異なることになる。

それ以上に重要なのが、蒙氏がその草創期に「張氏白子国」から王権の委譲を受けたということである。白子国については唐宋時代の史書に記述がなく、その存在を疑問視する見方もあるが、南詔国末期に原本が作成されたとされる『南詔図伝』⁸に白子国の末代王である張樂尽求から蒙氏第二代の羅盛への遜位が語られていることは無視できない。『南詔図伝』を含め、後代の史書に記されている伝承自体は蒙氏の正統化のため潤色されているとしても、蒙氏以前に張氏を核とす

³ 雲南人民出版社（編）『雲南白族的起源和形成論文集』雲南人民出版社、1957年。

⁴ 尤中『中国西南の古代民族』雲南人民出版社、1980年。

⁵ 馬曜（主編）『雲南簡史』（増訂本）雲南人民出版社、1991年。林超民「僰人的族属与遷徙」『思想戰線』1982年第5期

⁶ 前掲林超民論文。

⁷ 『蛮書』卷3 六詔第三「自言本永昌沙壺之源也。」

⁸ 立石謙次「『南詔図伝』文字卷校注」『東海史学』37、2003年。

る何らかの政治統合、ないし大姓の連合のようなものが存在したこと、それに草創期の蒙氏が参加し、やがてそれを継承する形で権威を高めていったことは認めざるをえないであろう⁹。

「白子国」という国号が当時使われていたかどうかわからないが（『南詔図伝』には白子国の文字はみえない）、その中心があったとされる白崖城は今の雲南省彌渡県紅岩にあたり、洱海の南端から東南約30キロの地点である。この一帯は唐貞觀年間の梁建方が残した記録¹⁰からみても白蛮系の農業民が多數居住する盆地帯であり、張氏の政権も「数十百部落」といわれるこれら白蛮系の小政権の連合体であったのだろう。蒙氏はこれに参加し、ある意味これを乗っ取ることで旗揚げを果たし、洱海南部に勢力を築いていくことになる。したがって開元26年（738）から洱海東岸に進出して五詔を併合・駆逐し、やがて滇池地区をも併呑していくにあたって、彼らの政権、ないし軍事力の中核を構成していたのは、ほかならぬ「白子国」以来の白蛮系勢力なのである。

このことは、南詔国成立後の支配集団の構成からも証拠づけられる。南詔国研究のパイオニアである藤澤義美氏は『南詔德化碑』碑陰の官員名録や多くの文献史料から南詔国の中重臣と見なされる人名を博搜して一覧表を作成している¹¹。この表を一見してわかるのは、楊氏・段氏などの白蛮大姓が重臣の多くを占めていることと、烏蛮系と見なされる人物が王族である蒙氏も含めて、異様なほど少ないと見えることである¹²。これが南詔国中央政権の実情を反映していると見るかぎり、南詔国が「烏蛮系」の蒙氏による軍事的征服によって成立した政権であるとはとても言えない。むしろ烏蛮系と白蛮系のハイブリッドな支配集団をもつことがこの政権の最大の特徴であると言うべきであろう。

南詔国後期以降、この政権のもとで首府となった洱海西岸地区を中心に、他民族の混成状態の中から共通項としての新しい言語・文化が生まれ、それはやがて新しい一つの民族としての元代の僰人、すなわち今日の大理白族の直接の先民を形成する核となったのである。このプロセスにおいて、唐代に「白蛮」と呼ばれた人々とその文化が中心的な役割を果たしたことは確かだが、そのことは白蛮がそのまま僰人へと変化発展したことを意味するのではない。当時の洱海地区には白蛮以外にも、蒙氏や五詔の遺民を始めとする烏蛮系の人々はもちろん、周辺地域からこの地に強制移住させられた人々や¹³、新旧の漢人移民の子孫¹⁴などの多種類の人々が暮らしていた。このようなさまざまな要素を取りこんで形成されていったのが僰人なのであって、南詔・大理国が

⁹ 林超民「白子国考」楊仲錄等（主編）『南詔文化論』雲南人民出版社、1990年。

¹⁰ 『通典』卷187 松外諸蛮条や『新唐書』南蛮伝外の同条が梁建方の記録を保存していると言われる。林超民「『西洱河風土記』及其史料価値」『雲南社会科学』1982年第3期。

¹¹ 藤澤義美「南詔国の支配階層について」『岩手大学学芸学部研究年報』20、1962年。

¹² むろん、烏蛮系の人々がすべて父子連名を採用していたことが証明されるわけではないから、この表の中に中国式の姓名を採用した烏蛮系の人物がいないとは断定できない。ただそうだとしても、楊氏・段氏など白蛮系大姓の優位は動かないと思われる。

¹³ 藤澤義美「南詔国の強制移民政策」『西南中国民族史の研究』1969年。

¹⁴ 洱海地区の白蛮系住民の中にもその祖先が漢人であるという伝承を持っているものがある。

白族とその文化を生んだとは言えても、白族が南詔、大理国を建てたと言うことはできないのである。

だとすれば冒頭で紹介したような、南詔国と大理国との間における支配者の民族系統の違い、という図式が的はずれであることはもはや明らかだろう。蒙氏は烏蛮系であると言われ、なるほど彼らと同系の人々が別の地域では今日の彝族の祖先の中に合流していることもありうるだろう。しかし蒙氏それ自身は、洱海地区において僰人が形成されていく中でその流れの中に融解していったのである。

また蒙氏の王位を奪って長和国を建てた鄭買嗣¹⁵が漢人系であることは確かだが、その祖先は八世紀後半、発展期の南詔国において筆頭の清平官（宰相）をつとめた鄭回であり、それから七代にわたって政権の中枢にとどまっている鄭氏は、すでにこの集団の一部となっていると言ってよい。鄭氏による奪権は、あくまでも支配集団内における政権交替、クーデタと言うべきものであり、けっして外来者による征服というような状況ではない。

鄭氏を打倒して傀儡の趙善政を立て、やがて自立した楊干貞や、楊干貞を倒して大理国を建国した段思平は、まさに白蛮中でも最有力の大姓であり、この支配集団の中核メンバーに属していた。だが繰り返しになるが、その支配集団とは蒙氏や鄭氏をも内包するものだった。

このように南詔国から大理国にいたる政権交代については、王族の「民族系統」を問題にするよりむしろ、これらの政権が同一の支配集団の中で交替していった、その意味で連続性を持つものであること、同時にその集団が、のちの僰人－白族を醸成する集団の中核部分であったことに注目すべきであろうと思われる。『南詔野史』類には、楊干貞がじつは南詔王隆舜の私生児であったとの記事がある。この伝承そのものの信憑性には疑問があるかもしれないが、これは南詔国以来の支配者の連続性が意識されていたことの表れであるとも言えるだろう。

1.2 南詔・大理国をとりまく状況

前節では南詔国から大理国にいたる支配集団には連続性があることを強調したが、それではやはり、大理国（前期）は南詔国の延長線上にあると考えていいのだろうか。これについては、当時の雲南地方をめぐる国際情勢の変化がそれを許さなかった、ということができる。

南詔国は唐王朝とチベットの吐蕃王朝の中間に生まれた政権だった。八世紀の中葉、唐と吐蕃の間の抗争は西北中国にとどまらず、西南の四川、雲南地方にも波及していた。周辺民族の多くは吐蕃に服属し、唐朝は雲南における羈縻統治を維持することが困難になっていた。そこで唐朝が目をつけたのが、諸集団の中で最南に位置し、吐蕃の脅威に直接さらされることの少なかった蒙氏の勢力だった。蒙氏は唐朝の支持を得て、洱海西岸への進出を手始めに、吐蕃の影響下にある対立勢力を打破していく。

¹⁵ 蒙氏から王位を奪った彼の名が「買嗣」というのはいかにも出来すぎである。『南詔野史』類には一名「昶」とあり、おそらくこれが本名なのだろう。

唐朝にとっては、これは伝統的な「遠交近攻」策のひとつだった。しかし蒙氏が滇池地区をも手中に収めた時、蒙氏の勢力と唐朝の出先機関である姚州都督が直接対峙する緊張状態が生まれた。この状態を唐朝は大軍を動員して制圧しようとしたが、それに反発した蒙氏が吐蕃の軍事力を引き入れたことによって、この時期の唐朝の雲南経営は完全に破綻する¹⁶。ある意味で、蒙氏はこの二大国の間で「漁夫の利」を得ることで南詔政権を確立させることに成功したと言える。

類似の状況が八世紀末にも再現される。唐の徳宗が吐蕃をチベット高原に封鎖してその勢力を削ぐことを画策した時、西南において目をつけたのが南詔国だった。貞元十年（794）の南詔国再帰唐以来、数次にわたる共同作戦で、両者は西南における吐蕃の勢力に大きな打撃を与える。その見返りとして唐朝が南詔に与えた高い待遇は、南詔国から唐への連年の朝貢や、高官子弟の成都留学がこの後半世紀以上にわたって継続していることからも十分見てとることができる。これを通じて蒙氏をはじめとする南詔国の支配集団は自らの権威を高め、また当時先進の中国文化を攝取していった。

南詔国の成立過程、および政権の確立に唐－吐蕃の緊張関係が与えた影響はきわめて大きなものがある。これは裏を返せば、唐朝にとって四川地方が吐蕃の脅威にさらされることがいかに重大な問題であったかを示している。長安を都城とする唐朝にとって、四川はけっして中央から遠く離れた辺境ではない。江南につぐ経済先進地域であると同時に、長安が危険にさらされた時に唐の朝廷が一度ならず成都に避難していることからもわかるように、多少大げさに言えば長安－成都ラインは唐朝の生命線の一つだったのである。だからこそ唐朝は四川の南方を固める南詔国に破格の待遇を与えたのであった。

ところが、まさに上記の封鎖政策によって、吐蕃はかつての勢いを急速に失っていく。それは、唐朝が南詔国に対して優遇を与える必然性が失われていくことをも意味していた。日本の円仁の記録によれば開成四年（839）正月の朝賀では南詔国の使者は周辺諸国の中で第一等の序列を与えられている¹⁷。しかし大中十三年（859）にいたって、西川節度使杜悰の出した南詔国の留学生および朝貢使の削減案が裁可され¹⁸、それと前後して南詔王世隆の名が玄宗の諱を犯すことを口実に冊封が拒否される、という事態が生じる¹⁹。

つづく十数年間に行われた南詔国の対唐軍事遠征について、筆者はこれが唐の待遇低下に対する南詔国側の抗議行動・示威行動ではないかとの見解を述べたことがある²⁰。しかし結局はそれも事態を好転させるにはいたらず、むしろ安南・広西への方面へのたび重なる援兵の派遣が一つの引金ともなって、今度は唐王朝自体が下り坂を転げ落ちていく。南詔国が唐王朝と時をほぼ同

¹⁶ 抽稿「南詔国の成立」『東洋史研究』第49巻第1号、1990年。

¹⁷ 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』第一巻、鈴木学術財団、1964年、432頁。

¹⁸ 『唐語林』卷2では「大中初」とする。

¹⁹ 『通鑑』卷249 大中十三年十二月。

²⁰ 抽稿「南詔国後半期の対外遠征と国家構造」『史林』第75巻第4号、1992年。

じくして崩壊するのは決して偶然ではない。南詔国による雲南「統一」を可能にした外的条件である吐蕃・唐の二つの要素が、この時ともに失われたのである。

南詔国崩壊から大理国成立までの過渡期は、中国史上における五代十国の混乱期と重なる。この時期、江南の経済的優位が確定し、華北の王朝は最終的に長安を捨て、大運河によって運ばれる華南の物資が陸揚げされる地点である開封に都城を移す。四川地方は依然として経済的な重要性を持ち続けてはいたが、宋代における全国規模の経済・流通の発展が、つまるところ江南の物資をいかに効率的に北辺・西北の前線に送り込むか、という点にあるという観点からすれば、四川地方の戦略的な重要性は前代にくらべて低下せざるをえなかった。宋初に王全斌が四川を平定した後、余勢を駆って雲南に進出することを進言した際に、太祖が「玉斧を揮って」大渡河を画し、それ以南はわが領域ではないとしたという伝承があるが²¹、上記のような政治、経済の重心の変動からすれば、あえて西南の異民族地区に深入りする必要を認めなかつたというのが実情だろう。

中国における政治、経済の重心の変化は、対外交通にも影響を与えた。宋朝は北方シルクロードへの出口を事実上失っていたが、その代替として選択されたのは西南の陸上ルートではなく、南方の海上ルートだった。

四川から南下して雲南地方に至り、西進してビルマ（ミャンマー）北部を経由してインドにいたる西南陸上ルートは紀元前からその存在が知られ、西北シルクロードにくらべて規模は小さいが、人や物資の交流が行われていた。前漢武帝時期の西南進出もこのルートを利用して匈奴を迂回し、大夏へ至ろうとしたのがそもそも始まりだった²²。雲南地方はその地形・気候などの条件が、盆地単位の小政権はできやすいが、それを越える広域政権の出現に適しているとは言えなかつた。南詔国による雲南「統一」の実体は、それまで各々独立傾向の強かつた盆地群を、東南アジア北部と中国四川地方・チベットとを結ぶルート上の結節点という形で編成・把握したところにあった²³。したがつてここでもまた、四川へ向かうルートの先に都城長安が存在することが、南詔国の繁栄にとっての大前提だったのである。

海上ルートの活性化は八世紀頃からすでに始まっていると言われる。八世紀半ばに四川の劍南節度使が強行しようとした歩頭路の開発や、九世紀後半の南詔国による安南侵攻なども、このルートへのアクセスが目的であった可能性もある。しかし中国側が海上ルートを積極的に利用しはじめた宋代には、上述のような政治、経済の重心の変化から、四川-雲南ルートを経由することに意味は失われていた。また、雲南から沿海地方への出口の一つである交州では、すでにベトナム王朝の形成が開始されていた。

以上のように十世紀以後、大理国時代の雲南は、中国内地との関係においても、中国の対外交

²¹ 李京『雲南志略』雲南総叙。『滇載記』。

²² 『史記』卷123 大宛列伝。

²³ 拙稿「南詔・大理国の統治体制と支配」『東南アジア歴史と文化』1999年。

通への関与という点でも、南詔国時代とは大きく異なる環境に置かれていたのである。唐と吐蕃という当時の二大国の間にあって、積極的にこれらとかかわりを持つことによって自らの存在意義を証明した南詔国自体にくらべて、大理国は、少なくとも公式の対外関係は不振であったよう見えるが、それは言ってみれば、この時代における雲南地方のローカル化、あるいは辺境化という状況があったからこそであると言うことができる。

それではこのような状況下において、洱海地区の支配集団は南詔国時代の遺産をどのように継承していったのか。大理国を十世紀以後のアジアという歴史世界の中に位置づけようとするならば、このような視点が必要なのである。

2 南詔国末期・大長和国と中原との関係

以下、二章に分けて南詔国末期から大理国にいたる時期に関する中原側史料について検討する。行論の都合上、文献ごとに史料を列挙することは避け、時代順、かつ扱われている事柄に即して関係史料を検討していく。

2.1 南詔国末期の中原との交渉

軍事侵攻収束後の南詔国と唐朝との交渉の中で目をひくのが、唐から南詔に公主を降嫁させるという話があったことである。現存史料から見ると、これは成都侵攻を撃退した西川節度使高駢が、南詔国を懷柔するために仏僧景仙を雲南に送りこんだ際に話を持ち出したのが最初らしい²⁴。これに関しては唐朝内部でも賛否両論あり、議論の紛糾する様子が『通鑑考異』の引く実録、鄭畋伝、盧攜伝などからうかがうことができる²⁵。だが、中和二年から三年にかけて（882-3）南詔国側が降嫁をたびたび催促するにおよび、黄巢の乱を避けて長安から成都に避難していた唐朝廷はついに、安化長公主の降嫁を決定した。ただし、これは実行される前に長安が回復されたことで沙汰止みになったことが、『新唐書』南蛮伝、『五代会要』南詔蛮条などに述べられている。

その後、乾寧四年（897）に舜化（舜化貞、南詔末代王）が四川に使節を送ったが、当時すでに四川において政権を確立しつつあった王建の反対により、唐朝からの正式な返答はなされなかつた²⁶。これが南詔国と唐朝の間の最後の交渉となつたようである。

この時期の南詔国から唐朝へ送られる文書はほとんどが「督爽牒中書」という形式をとっており、これがしばしば唐側の怒りをかかっていることが『通鑑』等に述べられている。「督爽」とは『新唐書』南蛮伝上に「總三省也」と言われ、南詔国後期の中央行政機関である九爽²⁷の上位に位

²⁴ 『資治通鑑』卷 252 乾符三年（876）十月。以下『通鑑』と略記する。

²⁵ 『通鑑』卷 253 乾符五年（878）四月。

²⁶ 『通鑑』卷 261 乾寧四年（897）年末。

²⁷ 幕爽・琮爽・慈爽・罰爽・勸爽・厥爽・萬爽・引爽・禾爽の九部局。同書に「爽，猶言省也」とされる。

置するものである。南詔王の上表文ではなく「督爽牒中書」という形式をとるのは、当時すでに皇帝を自称していた南詔王が、唐皇帝の「同格」意識を表明したものと言える。南詔国の使臣が西川節度使に抗礼を要求するなど、このような意識を表す事例は他にもある²⁸。なお、『南詔野史』類では南詔国王隆舜在位の後半には、南詔国の中では鄭買嗣が実権を掌握していたとされており、この「督爽牒」が具体的には鄭買嗣の意志を反映したものだった可能性もある。

2.2 大長和国と中原諸国との交渉

大長和国と中原諸国の交渉に関する記録は『冊府元龜』、新旧『五代史』、『五代会要』などに散見するが、述べられているのは以下の四つの事柄に限られており、その多くは第二代の鄭仁旻(鄭旻)の時期に集中している。

(1) まず、後梁の乾化四年(前蜀の永平四年、914)、大長和国(史書にはまだ「南詔」と記す)が四川南部の黎州に侵攻した。王建は夔王宗范らを派遣してこれを迎撃、その「酋長」趙嵯政らを斬り、大渡河以南に敗走させた。『新五代史』前蜀世家、『通鑑』などがこの事件に触れている。この侵攻に関しては黎州・雅州周辺に居住する「三王蛮」(劉氏・郝氏・楊氏)が唐の爵を受けながら「南詔」とも通じており、彼らが雲南の軍を導いたとされている²⁹。この種の論法(周辺地域の小集団が「郷導」となった)は唐代南詔国の入寇の際にもしばしば使われるが、中間地帯の諸集団が「両属」状態にあることがごく当たり前であったことをこれらの事例は示している。

(2) 次に、前蜀の乾徳年間(919-923)に、大長和国から前蜀へ遣使が行われたとの記録がある。何光遠『鑑誠錄』に³⁰、

南蛮所都之地、号曰長和國、呼宰相為布燮。蜀後主乾徳中、南蛮選布燮段義宗、判官贊衛姚岑等為使入蜀。義宗不欲朝拜、遂禿削為僧、曰大長和國左衛崇聖寺賜紫沙門銀鉢。

とあるのがそれである。『鑑誠錄』にはまた、段義宗が成都において詠んだ詩五首が採録されている。この時の遣使の目的がはたして何であったのかは不明だが、前蜀政権はわずか数年後、925年に後唐に倒されるから、所期の目的を達することができたとは考えにくい。

(3) 鄭仁旻は南漢の公主を妻に迎えている。『新五代史』南漢世家は乾亨七年(後唐同光元年、923)に「雲南驃信鄭旻」(驃信は南詔国以来の王号)の使者鄭昭淳が朱鬃の白馬を伴って來たと言い、『通鑑』は同光三年(925)十二月に同じく鄭昭淳の遣使のことを述べ、「漢主以女增城公主妻之」とするから、遣使が923年、公主の雲南入りが925年、ということだろう。史書に記録されている南漢への遣使は一度のみだが、公主の入雲が実現している以上、さらに使者のやりと

²⁸ 『通鑑』卷250 咸通七年(866)三月では、成都に使した清平官董成が西川節度使李福に抗礼を要求している。また同書卷253 乾符六年(879)正月では、南詔王隆舜が唐の使者徐雲慶に同じく抗礼を要求している。

²⁹ 『通鑑』卷269 貞明元年(915)正月。

³⁰ 『鑑誠錄』卷6 布燮朝。

りがあったはずである。

(4) 925-927年の間に、後唐は数次にわたって大長和国を招諭する使節を派遣している。925年に前蜀を滅ぼした後唐の魏王繼岌、郭崇韜らは、王衍（前蜀後主、在位 918-925）の時に捕虜となった「南詔蛮」数十人と、かつて雲南に使者として赴いたと自称する徐藪という人物を得た。そこで同光三年（925）閏十二月に徐藪を使者として「南詔蛮」を招諭した³¹。

『冊府元龜』卷 662 には天成元年（926）、李彥楷・高品・李光裕らが雲南への使者となる、という記事があるが、同書卷 980 では彼らが捕虜を帰すための使者であるとしており、徐藪の遣使と同一のことなのか、あるいは二度目の遣使なのかはにわかに判断しがたい。李彥楷らは界上に留まり、捕虜と国信は雲南に送ることができたが、使節はその国に至ることを果たせなかった、という。『五代会要』によれば彼らは天成元年十月に帰還している³²。さらに天成二年（927）七月、左金吾衛將軍烏昭遠が使者として立てられたが³³、烏昭遠は成都に至り、李彥楷らが雲南入りを果たせなかつたことを知って帰還したようである³⁴。

なお、天成二年四月³⁵、大長和国の使者趙和が大渡河畔に小屋を建て、「信物十五籠並びに雜牋詩一卷」をそこに置いた、という。まるで「沈默貿易」を連想させるようなやり方だが、『五代会要』によれば、以下のように「送り状」のようなものが添えられていたという（傍点部分は『冊府元龜』卷 980 によって文字を改める）。

統有伝牒、称督爽、大長和国宰相布燮等上大唐皇帝舅奏疏一封，自鶴拓（発遞）、歷至幾美、白崖爽等，又入弄棟演習、白鸚鵡郡膳裔爽等、又入平夷、新安、寧遠、標莎、差人伝送黎州。其紙厚硬如皮、筆力猶健、有詔体。後有督爽陀酋、忍爽王宝、督爽弥勤、忍爽董德義、督爽長坦綽忍爽楊布燮等所署、有彩牋一軸、転韻詩一章、章三韻、共十聯、有類擊筑詞、頗有思本朝姻親之義、語亦不遜。其籠中即返其國信、旧封猶存。

ここには信物が運ばれてきた経路——鶴拓（大理）から弄棟（姚安）を経て、唐代のいわゆる清渓閼路を通って黎州へ——と、関係した官員の署名があるが、官職名については基本的に『新唐書』南詔傳の言う、南詔国後期のものと一致する。また後唐に対しても婚姻関係を結ぶことを求めていること、にもかかわらず先年後唐から送った国信は未開封のまま返送していることがわかる。

以上の史料に述べられている大長和国と中原諸国の交渉と、①で述べた南詔国と唐との交渉の間にはいくつかの共通点がある。一つは南詔国、大長和国いずれもが繰り返し相手側との婚姻を求めていることである。とくに大長和国は925年に南漢の公主を迎えることに成功しながら、二

³¹ 『五代会要』卷 30 南詔蛮、『旧五代史』唐紀、『新五代史』四夷伝、『冊府元龜』卷 397。

³² 『五代会要』卷 30 南詔蛮。

³³ 同上。

³⁴ 『冊府元龜』卷 980。

³⁵ 『五代会要』卷 30 には九月とあるが、『冊府元龜』卷 980 に従う。『冊府元龜』の記載によれば、烏昭遠が使者に立てられたのはこれを受けてのことだった。

年後にはさらに後唐に対して婚姻を求める意思を表明している。段義宗が前蜀に使いした目的ははっきりしないが、『北夢瑣言』では彼の名が、中和年間に南詔国が唐の公主を迎えるために派遣した使節の中に加えられており³⁶、あるいは前蜀への遣使も同様の目的を持ったものであった可能性もある。

また、段義宗が成都で朝挙を避けるために剃髪して僧となつたことや、大長和国が大渡河以南に後唐の使者を受け入れず、督爽布燮らによる奏文を間接的に送るにとどめた行為は、南詔国時代の「督爽牒中書」というやり方と共通する。実のところ、大長和国から各国へ、いわゆる「朝貢使」は一度も送られていないのである。

ときに軍事侵攻さえをも行いつつ、相手国と婚姻関係を取り結ぶことを強く要求し、かつ君主相互の対等性を強調する、その結果として、双方の臣下が抗礼（対等の礼）を取ることを要求する、というのは南詔後期と大長和国でまったく共通する図式である。これは、いわば冊封関係——中原王朝が周辺国の長を王として冊立し、王は中国皇帝に臣を称して朝貢を行う——という枠組みから一步踏み出した関係、と言える。さかのばれば唐から南詔王として冊立することを拒否された世隆がみずから皇帝を称し、建極の年号をたてた時（859年）にこの図式ははじまつたとみなすこともできるが、より厳密にはやはり、世隆が没し、大規模な軍事遠征が収束して以後ととらえたほうがよいだろう。それ以来南詔国が唐に対してとってきた態度を、大長和国は忠実に継承しようとしているのである。

唐代の西南中国においては、吐蕃がこのような関係を、いわば力で実現していたことを、雲南の人々は当然ながら知っていたであろう。唐朝の側でも、高駢が公主の件を持ち出した時に、すでに吐蕃との関係が念頭にあったことが明記されている³⁷。二国間の関係を血縁関係に託すやり方は広く見られるものであるが、南詔国は八世紀後半に吐蕃に服属した際、吐蕃から「贊普鍾」（ツアンボ=吐蕃王の弟）の称号を与えられており³⁸、雲南の場合、淵源を求めればここにたどりつくのかもしれない。

『南詔野史』類によれば、鄭氏の大長和国は925年に楊干貞に滅ぼされ、楊干貞は傀儡の趙善政を立てるが、趙善政の大天興国は「僅か十月」で取りつぶされ、楊干貞自身が即位する（大義寧国）。この間の事情は中原側の史料には触れられておらず、趙善政・楊干貞が中原と連絡を取ろうとしたかどうかは明らかでない。この時期は四川においても後唐の支配が後退して孟知祥が自立化し、やがて後蜀政権を確立していくとの重なるから（孟知祥は934年に即位する）、趙善政・楊干貞、そして楊干貞を倒して大理国を建国した段氏が四川方面に遣使した事実があったとしても記録が残っていないのである。

³⁶ 孫光憲『北夢瑣言』卷10。

³⁷ 『新唐書』卷185 鄭畋傳「会駢奏、南蛮方強、請如西戎、以公主下嫁。」

³⁸ 『旧唐書』卷197 南詔傳「吐蕃令閣羅鳳為贊普鍾，號曰東帝，給以金印。蛮謂弟為『鍾』。」

3 大理国と宋朝との関係

3.1 大理国と北宋との交渉

『宋史』卷488 大理国伝は冒頭で熙寧九年（1076）の遣使を述べ、あたかもそれ以前に宋朝との交渉がなかったかのようであるが、これは事実ではない。

まず『統資治通鑑長編』が引く『統錦里著旧伝』によれば³⁹、

乾徳三年夏、黎州遞到雲南牒、称大理国建昌城演習爽賀平蜀之意。又開寶元年二月、黎州遞到南詔建昌城牒、云欲通好。厥後寂無文字、但遣近界邛部・両林川王子、時有進奉。

とあって、宋が後蜀を倒して四川を平定した乾徳三年（965）のうちに、大理国は宋朝に対して使者を送っているのである。なおこの時も文書の形式は相変わらず「建昌城演習爽牒」というものであったことに注意する必要がある。演習は『新唐書』南蛮伝に「大府の主将を演習」というとあって、建昌城が南詔国時代でいえば「節度」に相当する格付けを与えられていることがわかる。ただいすれにせよこれは南詔国時代の「督爽牒中書」と同じような形式であって、「厥の後寂として文字無し」ということになった背景には、このような文書形式に関する宋側官僚の対応のしかたに問題があったのかもしれない。もしくは、第1章で言及した宋朝の方針によるものかもしれない。

だがこの、大渡河以南は放棄する、という宋朝の方針には注意が必要である。『建炎以来繁年要錄』卷105（紹興六年九月）の引く朱震の上表に（傍点筆者）、

芸祖皇帝鑑唐之禍、乃棄越巂諸郡、以大渡河為界、欲寇不能、欲臣不得、最得禦戎之策。

とあるように、南宋のはじめにはこれはすでに通念となっていたようである⁴⁰。しかし、『長編』卷20には太平興國四年（979）には西川転運使となった許仲宣がみずから大渡河まで赴いて「西南夷」の朝貢を促しているし⁴¹、同書卷23には⁴²、

詔黎州造大船於大渡河、以濟西南蛮之朝貢者。

とあって、宋朝はむしろ積極的に大渡河以南の諸民族からの使者を受け入れようとしているのである。つまり「大渡河をもって界となす」という方針は、少なくとも北宋初期においては、大渡河以南との完全な断絶を意味するのではなく、唐代におけるような積極的な羈縻州県の設置、ないしは姚州都督の設置に代表されるような直接的な進出を行わない、ということだったのである。ところが事実上、北宋末にいたるまで大理国との公式な関係が生じなかつたために、南宋時代には朱震が考えたような「寇せんと欲するも能わず、臣せんと欲するも得ず」という通念ができた

³⁹ 『統資治通鑑長編』（以下『長編』と略記）卷10 開寶二年六月条の注。

⁴⁰ 同書卷171の唐桓の上疏にも「自太祖皇帝即位之初、指輿地圖、棄越巂不毛之地、画大渡河為界、辺民不識兵命垂二百年」とある。

⁴¹ 『長編』卷20 太平興國四年十一月。

⁴² 『長編』卷23 太平興國七年三月。

のだろう。

ただし宋初に大理国を冊封することにためらいがあったのも事実らしい。『小畜集』卷二十七の「批答南詔国王東封表」には⁴³、

況燕土未平、河流屡决、中華之俗、罹於羌戎、多稼之田、墊於水潦、……卿当善育民人、謹奉正朔、登封之請、以俟治平、誕布朕心、固宜知悉、……

とあって、北辺の情勢などを口実に冊封を回避していることがわかる。

つぎに淳化年間（990－994）の末に、辛怡顥という人物が雲南に使いしている。辛怡顥には『至道雲南錄』という著書があったと言われ、「其國山川風俗」が詳しく記されていたというが、残念ながら伝わっていない。『容齋隨筆』には⁴⁴、

國朝淳化中、李順亂蜀、招安使雷有終遣嘉州士人辛怡顥使於南詔、至姚州、其節度使趙公美以書來迎、云……

とあるから、姚州に到達したのは確からしい。ただ、彼の書には疑わしい点もある。先に引いた『長編』卷10注の続文には、雍熙二年（985）から淳化二年（991）の間に邛部川蛮都鬼主の諾駆というものがしばしば遣使して黎州での交易をもとめており、淳化二年七月には懷化大將軍の肩書きを与えられたが、辛怡顥の書では、諾駆に与えた詔文には、

敕雲南大理國王、統轄大渡河南姚巖州界山前山後百蠻三十六鬼主、兼懷化大將軍、忠順王諾駆、可特授檢校太保、歸德大將軍、依舊忠順王。

と記されており、しかも諾駆の「謝恩表」には「元和冊南詔印」、すなわち唐が元和四年（809）に南詔王尋閣勸に与えた印⁴⁵を用いていたといい、さらに諾駆が直咩城（南詔・大理国の国都）に住む、とも書いてあったという。はたして諾駆が邛部川蛮なのか大理國王なのかの判断を李燾は保留しているが、諾駆その人やその母歎免、王子阿有、牟昂叔離驥といった名を見るかぎり、大理國段氏との関係は考えにくいだろう。ちなみに『南詔野史』類によれば、この時期は第六代段素英の時代である。

ベトナム李朝から宋に帰順し、皇祐四年（1052）から邕州で反乱を起こした儂智高は至和元年（1054）には雲南に逃れた。『宋會要』には治平四年（1067）にまだ儂智高が大理國におり、ときに四川にも至っている、「如聞與大理國結親、聚集蠻黨、制造兵器、訓習戰鬪」⁴⁶という噂のあつたことが伝えられている。

熙寧年間には北辺で不足する軍馬の調達のために、四川南部の雅州・黎州に買馬司が置かれたことがあるが、短期間で廃止された。ただこれに関連して『長編』卷267の注に「雲南買馬記」という文章が収録されており、峨眉の進士で楊佐という者が熙寧七年（1074）に雲南に使いした

⁴³ 王禹偁『小畜集』卷27 批答南詔国王東封表。

⁴⁴ 洪邁『容齋隨筆』卷四 南夷服諸葛。

⁴⁵ 『旧唐書』卷197 南詔伝。

⁴⁶ 『宋會要輯稿』第198冊 黎州諸蠻。

時の模様が描かれている。目を引くのは、この1100字強の文章の中で、「大理」の名がついに一度も使われていないことで、苴咩城に住む支配者は「八詔王」「八国王」と呼ばれるのみである。また苴咩城に至る三駅手前、東密なる地に東密王がおり、楊佐を迎えて苴咩城へ送ったという。全体的に見て当時の四川人士の雲南に関する知識が驚くほど貧弱かつ誤謬にみちたものであったことを、この一文は示している。また楊佐が雲南に使いした翌年、雲南から馬を伴って四川南部の交易場である銅山寨に至った者があったが、四川側の官僚は何かと口実を設けて受け入れなかつたことがわかる。

『宋史』大理国伝が冒頭に述べる熙寧九年（1076）の遣使は、『宋会要』⁴⁷には「九年八月二日、大理国遣使奉表、貢金裝碧玕山、氈、罽、刀劍、犀皮甲、鞍轡」とあるが、それ以上の詳細はわからない。ただ四川の買馬司が廃止されたのが『長編』によれば熙寧九年四月二十三日だから、これと何らかの関係があるのかもしれない。

四十年後の政和六年（1116）ようやく大理国から宋朝への正式の遣使・入貢が実現する。政和五年には早くも広州觀察使黃璘が大理国側に入貢の意志のあることを上奏している⁴⁸。六年四月には徽宗が詔を下し、大理国の使節が通過する各路には特別に官員を派遣し、必要経費も中央から支出することが命じられた⁴⁹。同年十二月、天駒爽彥賁李紫琮、副使坦綽李伯祥らが入国し、七年二月に開封に到着し、馬三百八十匹および麝香、牛黃、細氈、碧玕山などの物を進貢した。五月五日に段和贊を「金紫光祿大夫、檢校司空、雲南節度使、上柱國、大理國王」に封じ⁵⁰、十三日には紫宸殿で朝見を果たした。この政和年間の入貢については、大理国に関する宋代史料の中でもっとも密度が高く、大理国の入貢が徽宗朝の北宋にとって相当にインパクトのあるできごとであったことがわかる。当時すでに北辺では金王朝が成立し、大理国入貢の翌政和八年からは遼を挾撃する作戦がはじまるから、南方における「目の上の瘤」であり、同時に良馬の供給地でもあった大理国の入貢は大きな意味を持つものだったのであろう。

しかし、大理国の側から見ると、この時期に入貢・冊封が実現したことはいささか奇妙ではある。「大理国側は長く通交を望んでいたが宋朝がそれを受け入れなかった」という伝統的な見方は、本稿で見てきたように決して当を得ているとは言えないからである。南詔国末期から一貫してとられてきた、みずからを中原王朝と対等のものと見なそうとする態度は、大理国／北宋初期の「建昌城演習爽牒」に見るよう大理国時期になんて基本的には変化していない。それが何故この時期にいたってあえて宋朝の冊封を受けようとするのか。

3ページの系図を参照するとわかるように、この時期雲南ではすでに高昇泰による篡奪を経験

⁴⁷ 『宋会要輯稿』第199冊 歴代物貢。

⁴⁸ 『宋史』大理国伝。

⁴⁹ 『宋会要輯稿』197冊 大理国。

⁵⁰ 『宋史』大理国伝。『宋会要』第197冊では「雲南節度使、金紫光祿大夫、檢校司空、上柱國、大理王、加食邑一千戸、實封五百戸」。

し、いわゆる「後理国」の時期に入っている。宋から大理国王に封じられた段和誉とは後理国第二代の段正嚴にあたる。段氏に政権が戻ったと言っても、後理国では高氏が実権を掌握し、段氏の王位は名目だけのものになっていたとされるが、段氏はあえて宋の封を受けることによってみずからの権威を高めようとしたのだろうか。しかしそれならば段氏は宋朝と緊密な関係を結ぶことを望むはずであり、『宋史』大理国伝が、

自是大理復不通於中国，間一至黎州互市。

というのとは合わない⁵¹。

むしろこの入朝は、最初に大理国の入貢の意志ありと宋朝廷に伝えた黃璘が演出したものではなかったのだろうか。たしかに『宋史』大理国伝は政和五年に黃璘が「南詔大理國慕義懷，願為臣妾，欲聽其入貢。」と上奏したとあるのだが、大理国側が望んだ、というよりも黃璘が点数稼ぎのために大理国に働きかけて入朝を実現させた可能性がある。黃璘はこの一件の後、長男・次男・三男ともども昇進しているのだが、つぎに一転して知桂州周穜に弾劾されて処分を受けているのである。のち紹興三年に大理国が入貢を望んだとき（後述）、宋の宰相朱勝非は、

異時廣西奏、大理國入貢事可為鑑、當時言者深指其妄、黃璘以是獲罪。⁵²

と言っている。ここでは單に入貢という行為が費用と人力を浪費することを言っているように見えるが、何らかの作為が黃璘にあったからこそ、入朝は実現したがそれ以後に関係が継続しなかったとも考えられるのである。もっとも、この三年後の宣和二年（1120）には方臘の乱がおこり、翌年平定されたのもつかの間、宣和七年（1125）には徽宗は欽宗とともに北方に拉致されるから、宋朝自体がとても大理国の朝貢使を受け入れている場合ではなかつたのも確かである。

3.2 大理国（後理国）と南宋との交渉

宋王朝が臨安（杭州）において再起すると、北辺の軍備に使用する大量の軍馬の主な供給地であった陝西方面が失われたため、軍馬の調達は宋朝にとって緊急の課題となつた。『嶺外代答』によれば北宋の元豊年間にはすでに左・右江付近から馬の購入を行うための人員が置かれていたが、南宋にはいると広西における買馬業務が本格化する。建炎末にはすでに広西提挙峒丁の李域が広西で馬を調達して臨安に送ることを進言している⁵³。李域は人を使わして西南の異民族地帯に入り、馬交易を促している。紹興三年（1138）には邕州進士の昌憲の進言によって広西に提挙買馬司が設置された。『宋会要』は昌憲の上言を引く⁵⁴。

伏見大理国管下善闡府、有偽呼知府姓高者、稍習文典、粗識禮儀。前提挙洞丁李域、差效用賣牒諭買戰馬、即時繳申本国。國王令備戰馬一千匹應副朝廷、先備馬樣五十四、差人呈納。

⁵¹『南詔野史』では段正嚴が權臣高量成と宋への帰附を謀ったことになっている。

⁵²『宋会要輯稿』197 冊 大理国。

⁵³『建炎以來朝野雜記』甲集卷十八 広馬。

⁵⁴『宋会要輯稿』183 冊 買馬。

若是中用、請差人使接引上件馬一千匹、……

文中にもあるように、李域の派遣した效用（兵士）によって、先に引いた「雲南買馬記」とは比較にならないほど、大理国に関する情報が増加していることがわかる。

同年十月には早くも大理国側からの反応があった。『宋会要』に、

十月十三日、広西撫諭明橐言大理國欲進奉及売馬事。上曰、令売馬可也、進奉可勿許、安可利其虛名而勞民乎。……

とあるのがそれである⁵⁵。『宋史』大理国伝では「大理國求入貢及售馬、詔卻之」として入貢と売馬の両方を拒否したかのように見えるが、上文をみると拒絶したのは進奉（入貢）だけで、売馬は受け入れていることがわかる。これ以後も、朝貢・冊封という形の通交は拒否しながら、馬貿易は推進する、というのが南宋の大理国に対する基本的な態度となった。

紹興六年（1136）には大理国の使者がビルマのパガン朝の使者とともに廣西の横山寨にいたっている。これは『宋会要』には、

六月四日、広西路經略司言、招馬效用譚昂去大理國招馬、經及八年、至去年九月內、滿甘國王差摩訶菩俄托桑一行人、齋機密文字、與大理國王具章表匣、內差王与誠、楊賢明等管押象一頭、馬五百匹、隨昂前來、……

とあって⁵⁶、やはりさきに李域の派遣した效用が招致した結果だった。だがこの時も結局、両国がもたらした「方物」等は受け取らない旨の詔が出されているから⁵⁷、正式の朝貢として受け入れることはなかったのである。

廣西の提挙買馬司はこの後まもなく廃止されたらしいが⁵⁸、買馬業務自体は帥臣（經略使）が兼領する形で継続された。『嶺外代答』卷五の「經略司買馬」「宜州買馬」「馬綱」「邕州横山寨博易場」などの各条が廣西における買馬の実態を伝えている。これらによると官側の馬綱は歲額が1500匹に定められていたが、のちに3500匹まで増加したという。それ以外にも、優れた馬を選抜して内厩に入れるものが数百頭あったというから、最大で4000頭近くの馬が横山寨で一年間に売買されていたのである。

また馬の売買にともなって、他の物産ももたらされており、「邕州横山寨博易場」によれば諸国から持ち込まれる商品には「麝香、胡羊、長鳴雞、披氈、雲南刀及び諸薬物」があったという。これに対して中国側が代貨として使うものは「錦縞、豹皮、文書及び諸奇巧の物」であった。諸国からもたらされるこういった物産で官場に入るものは一、二割にすぎなかつたと言い、私貿易がさかんに行われていた様子がうかがわれる。

⁵⁵ 『宋会要輯稿』183 冊 買馬。

⁵⁶ 同上。同書199 冊 歷代物貢には「大理蒲甘國」とする（次注所引）。

⁵⁷ 同書199 冊 歷代物貢「七月二十七日、大理蒲甘國表貢方物。是日、詔、大理蒲甘國所進元物（方物の誤り）、除更不収受外、余令廣西經略司差人押赴行在。……」

⁵⁸ 『嶺外代答』卷 5 經略司買馬。

このような馬の交易について、「宜州買馬」は、

馬產于大理國。大理國去宜州十五程爾，中有險阻，不得而通，故自杞、羅殿皆販馬于大理，而轉賣于我者也。

といふ、広西に持ち込まれる馬は大理国産ではあるが、その多くは羅殿、自杞といった今の貴州西部（安順・興義周辺）にあった小国が大理国から買い入れ、それを南宋に転売していたらしい⁵⁹。しかし大理国の人々が直接横山寨に至ることもあった。『桂海虞衡志』に⁶⁰、乾道癸巳（九年、1173）の冬に、大理人李觀音得、董六斤黒、張般若師ら二十三人が横山寨へ馬の売買に訪れたという。言葉の通じない彼らは購入物品のリストを宋人に示した。その内容は、

書物：『文選』『五臣注』『五經廣注』『春秋後語』『三史加注』『都大本草廣注』『五藏論』

『大般若』『十六会序』『初學記』『張孟押韻』『切韻玉篇』『集聖曆』『百家書』

器物：浮量鋼器（浮梁磁器？）・碗・琉璃碗壺

香料・薬品：紫檀・沉香木・甘草・石決明・井泉石・蜜陀僧・香蛤・海蛤

といったものだった。大理国人が馬以外に持ち込んだ物は伝わっていないが、邕州の人々が彼らの『大悲経』を入手し、そこには「坦綽趙般若宗祈禳目疾而書」と記されていたとある。

大理国人の来訪は、宋人との間の「民間レベル」の交流を予感させるものであるが、残念ながらこれ以降、大理国に関する中原側の記録は残っておらず、そのような交流が実現したかどうかはわからない。1170年代から80年代にかけては、北辺の情勢が金朝の内部事情が原因となって逆に安定し、南宋にとっては平和が続いた時期でもあったから、それに伴って買馬業務そのものが衰退に向かったということも考えられる。

結果的に、大理国と宋朝の関係は、政和六年の入貢・冊封を唯一の例外として、ある意味両者の思惑通り、公的な位置づけがなされないまま進行したといえる。第1節で述べたように、宋朝は北宋初期には大渡河以南からの入貢そのものは拒否しない、むしろ歓迎するかのような姿勢であったが、北宋後期・南宋時期には明らかに態度が硬化する。なぜこれほど警戒するのかについては、単純に太祖の「大渡河以南を棄てる」という方針が誤解されて継承されていったということも考えられるが、むしろ広西から逃走した儂智高を大理国が受け入れた例のような、ベトナムと雲南の関係が念頭にあった可能性もある。

もうひとつ注目すべきことに、中原と大理国との中間地域に分布する民族集団の活動が、宋代において格段に活発化していることがあげられる。広西での交易活動における自杞・羅殿などの活動はすでに述べたが、四川南部でも第一節で言及した邛部・兩林川をはじめとして、多くの集団が交易活動に従事していた。彼らは唐代にも「東蛮」などと呼ばれ、唐の劍南節度使と南詔国の間で使者として往来したり、ときには雲南からの軍事侵攻を四川に引き入れる役割を果たした

⁵⁹ 『桂海虞衡志』志獸 馬 にも同様の記載があるが、転売するのは「毗那、自杞等国」とある。

⁶⁰ 『文献通考』卷329に引く佚文。現行本の『桂海虞衡志』にはこの記事はみえない。

りしていた。宋代になると、彼らはより強力な社会組織を作つて本格的に活動をはじめる。『宋史』の蛮夷伝には彼らに関する記事があるが、その分量は「大理国伝」をはるかに凌駕し、彼らが頻繁に宋朝に入貢していたことを伝える。彼らの中には前述した邛部川の諸駆のように雲南王を称し、どういう経緯で手に渡ったのかわからないがかつての南詔国の印さえ使用していた者もいた。彼らも雲南と四川南部の黎州との中継交易に従事していたと考えるのが妥当だろう。

このような「周辺民族」あるいは「境上の民族」の活躍があったからこそ、宋朝と大理は互いに一步引いた関係を保持することができたのである。また逆に、宋朝が雲南への直接進出に興味を示さず、四川南部の黎州や広西の宜州などが宋朝の西南における最末端として機能したことが、これらの集団が成長する前提条件となつたと言えるかもしれない。

小 結

ここまで南詔・大理国と中原王朝の関係を中心に関係史料をたどってきた。南詔・大理国側については、南詔国末期から形成されてきた中原王朝に対して対等性を主張する姿勢が、大理国初期においても大筋において変化していないことが確認できた。これははからずも、大理国の前期までは南詔国の体制を基本的に継承したとする従来の通説と一致する。ただし、これまで漠然と南詔国・大理国「軍事政権」的性格が継承された、と言われていたのに対し、本稿が明らかにした連続性は、むしろ南詔国末期、正確には世隆の死によって唐に対する軍事侵攻が収束して以後に当てはまるものであることを強調したい。それがどのような国内事情に対応するものであるか、またそれが大理国中後期になってどのように変化、ないし継承されたのかについてはさらに検討を要する問題である。

第一章において述べた、雲南地方とそこを経由する交通・交易路のローカル化、という状況の変化に対して、本稿で見たかぎりでは、大理国は馬を代表とする、自国内で産する物産を強化することで対応していたように見える。さらに交易路についても、みずからがルートのすべてを把握するというよりは、境上に位置する諸民族とうまく連携する形で中継交易を展開していたようである。筆者はかつて大理国時期に、とくに雲南と四川の中間地域である会同府、建昌府において大理からの「僰人」の植民活動が盛んになることを指摘した⁶¹。一般にはこれは、僰人が洱海地区から次第に外部に広がり、同時に軍事拠点であった「節度」が府に改組されていく動きだと解釈される。しかしこのような交易の形態と関連して、四川南部の諸民族との交易拠点を築く、という見方も必要かもしれない。

宋朝は結局、大理国と積極的に関係を結ぼうとはしなかったが、北辺軍備の必要というきわめて現実的な理由によって、西南中国での買馬を推進せざるをえなかった。いっぽう南詔国末期以

⁶¹ 前掲拙稿「南詔・大理国の統治体制と支配」。

来の中原と対等の地位を強調しようとするやり方は大理国後期には影を潜めるが、そのかわり大理国は自国产の馬の販路を確保し、みずからが欲する、書籍をはじめとする中原の物資を入手することができた。これを、名分を棄てて実利を取った、と解釈するのはうがちすぎだろうか。